

第4 収容人員の算定

(16) 政令別表第1(16)項及び16の2項に掲げる防火対象物

政令別表第1(16)項及び16の2項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして算定した収容人員を合算して算定することとされていることから、(16)項及び16の2項に掲げる防火対象物の一部を構成する一般住宅又は地下街の通路部分は、収容人員の算定の対象とはならないこと。

(17) みなし従属における主たる用途以外の独立した用途に供される部分の収容人員の算定は、主たる用途として、省令第1条の3の規定により算定すること。